結核診療に関するマニュアル

令和７年11月

「結核は決して過去の病気ではない！」

平成11年7月、日本国内の結核罹患率の上昇を受け「結核非常事態宣言」が出され、「結核は決して過去の病気ではない」との認識が拡がり国全体として結核対策に取り組んできた。その結果、結核非常事態宣言当時46.4だった結核罹患率は令和6年には8.1まで減少している。

しかし、当所管内の結核罹患率は平成27年から総じて減少傾向にあったが、令和6年には11.7と前年の7.0から増加し、加えて全国平均をも上回っている状況である。

「北播磨圏域の特徴」

当所管内の新規結核登録患者の約9割が高齢者や外国人労働者で、周囲への影響が大きい排菌患者が半数近くを占めており、特に症状を軽く捉え医療機関受診が遅れる事例や、結核診断に必要な喀痰検査が実施されていないため診断の遅れにつながる事例が散見されている。また、医療機関を受診しても言葉の壁や認知機能の状態によっては症状を十分に伝えることができなかったり、呼吸器症状以外の症状で受診するなど診断にも困難を伴っている。

１　結核を疑うべきとき

（1）咳や痰などの呼吸器症状が２週間以上続いている

（2）胸部単純Ｘ線画像で、小結節影や斑状影、索状影や空洞影を認める

（3）微熱、全身倦怠感、食欲不振や体重減少などの症状がある

※特に高齢者では、呼吸器症状や前述しているような症状を認めないことが多いので要注意！！

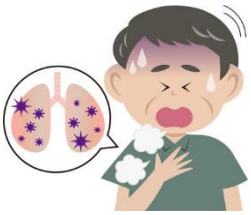

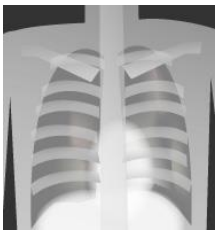

2　結核の可能性があれば・・・

咳・痰等の呼吸器症状がある場合は検査・診察を速やかに行い、院内での滞在時間の短縮をはかる。なお、患者の体調に問題なければ、車や別室など他の患者との分離が望ましい。

※咳症状がある場合はサージカルマスクを着用、スタッフは N95 マスク着用

3　結核診断のための検査

（1）喀痰抗酸菌**塗抹**・**培養**検査

連続して3日間の喀痰を採取

■喀痰採取が困難な場合は、吸引痰、早朝空腹時胃液・気管支洗浄液等の採取を試みる。なお、スタッフは N95 マスク着用すること

痰を出しやすくするために温かい飲み物をゆっくりと飲む、横向きに寝たり、座って前かがみになる、息を吐くときや咳をするタイミングで両手をわきの下に当てたりおなかを軽く押さえる

（2）**同定**検査（PCR 法、LAMP 法等）

抗酸菌培養陽性≠結核菌群陽性ではないため、**培養後の同定は必須**

イムノクロマトグラフィー法の一つであるキャピリア®TB-Neo は即日結果が判明し精度も高い

（3）**薬剤感受性**検査（喀痰抗酸菌培養陽性の場合）

転院先の医療機関で菌培養がされないこともあるため、実施しておく

（今後、必要に応じて実施される接触者健診につながるため、患者が既に転院している場合でも行う）

《参考》

IGRA 検査（クォンティフェロン®TB ゴールドプラス、T スポット®.TB）

活動性結核の補助診断や結核感染のスクリーニング検査として用いられる

ただし、乳幼児（特に 2 歳未満等）・BCG 未接種者ではツベルクリン反応検査と併用して実施

4　結核治療について

【標準治療】

薬剤感受性が不明である治療開始時には耐性菌の可能性を念頭に抗結核薬を 3 剤以上併用する

※結核菌が証明されなくても症状や画像所見から結核の可能性が高いと判断し治療を行う場合、単剤治療は薬剤耐性の原因となるため行ってはならない

（1）INH、RFP、EB（または SM）、PZA の 4 剤 2 カ月、その後 INH、RFP の 2 剤 4 カ月の**計 6 カ月間(180 日)**

（2）INH、RFP、EB（または SM）の 3 剤 2 カ月、その後 INH、RFP の 2 剤 7 カ月の**計 9 カ月間(270 日)**

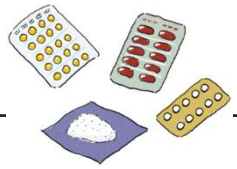

【3 カ月延長ケース】
結核再治療例、治療開始時重症例、菌陰性化遅延、免疫不全（HIV、糖尿病、塵肺、自己免疫疾患等）を伴う場合、副腎皮質ステロイド剤、免疫抑制剤、抗腫瘍剤併用例、骨関節結核等

治療を行う上で留意すべきこと！！

①必ず結核菌の感受性検査結果を確認すること
②薬剤耐性がある場合や副作用で標準治療が行えない場合は呼吸器内科医に相談すること
③LVFX は INH または RFP が使用できないときに投与を検討

《入院治療》

喀痰抗酸菌塗抹検査が陽性で、PCR 法・LAMP 法等で結核菌群陽性の場合

※下記の場合、必要に応じて入院が必要
①喀痰抗酸菌塗抹検査は陰性だが PCR 法・LAMP 法等で結核菌群が陽性の場合
②喀痰抗酸菌培養検査が陽性で同定検査で結核菌群の場合
③画像上排菌の可能性が考えられる場合
④喀痰抗酸菌塗抹検査は陰性だが咳等が多い場合(特に施設や医療機関に入所・入院中）

■兵庫県内結核病床のある医療機関■　　R6.4.1 現在

	医療機関名	住所	電話番号
1	神戸市立西神戸医療センター	神戸市西区糀台 5 丁目 7 番地 1	078-997-2200
2	谷向病院	西宮市今津水波町 6 番 30 号	0798-33-0345
3	国立病院機構兵庫中央病院	三田市大原 1314 番地	079-563-2121
4	公立八鹿病院	養父市八鹿町八鹿 1878 番地 1	079-662-5555
5	兵庫県立淡路医療センター	洲本市塩屋 1 丁目 1 番 137 号	0799-22-1200

《外来治療》

喀痰抗酸菌塗抹検査が陰性（3 連痰）で、激しい咳などの呼吸器症状がない場合、また、入院治療により咳などの呼吸器症状が消失した場合

●他医療機関への紹介等を行う場合、入院を必要とするケースでは隔離の必要・部屋の確保等があることから必ず前もって電話連絡すること。また、外来での治療相談・患者紹介についても予約が望ましい。感染性が少しでも疑われる場合は必ず前もって電話連絡する。

《医療費》

結核治療費の全額または一部が公費負担の対象となるため、健康福祉事務所に申請を行う（※結核指定医療機関であることが必要）

なお、**公費負担の始期**は健康福祉事務所長（保健所長）が**公費負担申請書を受理した日**となる。詳細は健康福祉事務所（保健所）へ。

5　患者・家族への説明・指導事項

《告知・説明について》

（1）病名（疑い含む）告知

（2）結核について説明

【説明例】
●結核菌により感染する病気
●咳やくしゃみ、痰とともに結核菌が飛び散り、周囲の人がそれを吸い込むことによって感染
●結核の主な治療は薬物治療で、決められた期間・量を服薬することが重要
●感染症法により健康福祉事務所（保健所）に届出が必要で、のちに、健康福祉事務所（保健所）から連絡が入る
●医療費の公費負担制度がある

《今後の対応について》

（1）感染性肺結核の場合

①周囲への感染を防止するため結核病棟への入院が必要
②入院期間は結核菌塗抹陰性化が確認されるまで（平均 1～2 ヶ月程度）
③入院医療機関までの移動は自家用車、介護タクシー、民間救急車等を使用
④同居者がいる場合や移送時は、患者はサージカルマスク、同居者・同乗者は N95 マスク着用（治療開始まで）
⑤全身状態が不良で、早急に搬送が必要な場合のみ救急要請を行う

（2）非感染性結核の場合

①治療開始までは外来受診時・外出時や同居者がいる場合は家の中でもサージカルマスクを着用すること（咳エチケット）
②外出を控え、特に公共交通機関は利用しないこと
③多くの人や乳幼児や小児、高齢者と接する業務に従事する人は医師に相談の上、指示に従う

《日常生活について》

①患者が滞在した空間（部屋、車等）は換気すること（特別な消毒は不要）
②使用した食器・衣服は通常どおり洗浄・洗濯で問題なし
③痰を包んだティッシュはビニール袋に入れ、袋の口を結び処分すること
④痰は洗面所など共有の場所に吐き捨てないこと

《家族・濃厚接触者等の健診について》

家族や濃厚接触者の健診はすぐに検査をしても感染の有無は分からないため、健診の必要性や適切な実施時期・内容等については健康福祉事務所（保健所）の担当者と相談。なお、家族や濃厚接触者等の中に**新生児・乳幼児**がいる場合は健康福祉事務所（保健所）担当者にすぐに申し出ること

《健康福祉事務所（保健所）の役割について》

①保健所は結核の相談窓口
②結核の発生届は健康福祉事務所（保健所）に届出義務がある
③その届出をもとに健康福祉事務所（保健所）保健師が本人もしくは家族等へ連絡、治療に関することやご家族の健康に関するあらゆる相談に対応
④医療費の相談

６　院内における感染対策

（1）患者が滞在した空間（部屋、車等）は換気すること（特別な消毒は不要）
（2）痰を包んだティッシュはビニール袋に入れ、袋の口を結び処分すること
（3）平時から痰は洗面所などの共有の場所に吐き捨てないよう注意喚起すること
（4）接触者健診の必要性と時期・対象者等は健康福祉事務所（保健所）と要相談
（5）医療機関内の感染が疑われる場合、健康福祉事務所と（保健所）と連携する

7　健康福祉事務所（保健所）への連絡・相談

以下の時は、加東健康福祉事務所（加東保健所）まで連絡をすること

（1）抗酸菌塗抹検査陽性かつ PCR 法・LAMP 法等で結核菌群陽性と判明したとき
（2）未治療例で、PCR 法・LAMP 法等により結核菌群陽性、または抗酸菌培養検査陽性、かつ結核菌群と同定したとき（死亡後判明した場合も）
（3）画像所見や除外診断等から活動性の結核と診断したとき
（4）画像所見や除外診断等から活動性結核の可能性が高く、治療を開始するとき
（5）治療が必要な潜在性結核感染症（LTBI）と診断したとき

■結核を疑ったときや迷ったときは・・・
加東健康福祉事務所（加東保健所）へご相談ください

「患者発生届」を提出する際下記届出先に提出

《加東健康福祉事務所　健康管理課》

■平日　9:00～17:30　☎ 0795-42-9436
■土日祝日・夜間（ホットライン）　☎ 0795-42-6287

FAX 0795－42－6228